第七条の二第二項中「及び第六項」を削り、「が建築される施行地区（都市再開発法第二条第三号に規定する施行地区をいう。）において建築される施設建築物」を「に該当するもの」に改め、同条第三項中「次に」を「第一号及び第二号又は第一号及び第三号に」に改め、「のいずれか」を削り、同項第二号中「。第五項第二号ロにおいて同じ」を削り、同項第三号中「。第五項第二号ハにおいて「居住者等利便増進施設整備費の額」という」を削り、同条第五項及び第六項を削り、同条第七項中「第十四条の二第二項第四号に規定する政令」を「第十四条の二第二項第三号に規定する政令」に改め、同項第一号中「第十四条の二第二項第四号」を「第十四条の二第二項第三号」に改め、「以上」の下に「五万平方メートル未満」を加え、同項第二号中「第十四条の二第二項第四号」を「第十四条の二第二項第三号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第八項中「第十四条の二第二項第四号」を「第十四条の二第二項第三号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第九項中「第十四条の二第二項第五号」を「第十四条の二第二項第四号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十項中「第十四条の二第二項第五号」を「第十四条の二第二項第四号」に改め、同項第二号中「三千平方メートル」を「五千平方メートル」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十一項中「いずれかの」を「いずれかの」に改め、「ものとする」を削り、同項を同条第九項とし、同条第十二項を同条第十項とする。

第八条第一項第一号中「（次号において「高速自動車国道等」という。）」を削り、同項第二号を削り、同項第三号中「規定する臨港地区」の下に「のうち輸出入に係る貨物の流通の拠点となる地区として国土交通大臣が財務大臣と協議して指定する地区」を加え、同号を同項第二号とし、同条第五項中「第一項第一号若しくは第二号」を「第一項各号」に改め、「区域」の下に「若しくは地区」を加える。

第十条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同条に次の一号を加える。

六　現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十二号）附則第三十一条第七項又は第八項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十七条の規定による改正前の租税特別措置法第十四条又は第十四条の二の規定

第十二条第十三項第一号中「第八条の五第六項（同法第十五条の二の四において準用する場合を含む。）に」を「（昭和四十五年法律第百三十七号）第八条の五第六項（同法第十五条の二の四において準用する場合を含む。）に」に改める。

第十八条の三第一項中「（平成十七年法律第四十号）」を削る。

第十八条の四第三項第一号及び第四号中「補てんする」を「補塡する」に改め、同項に次の一号を加える。

九　独立行政法人農畜産業振興機構法（平成十四年法律第百二十六号）第十条第二号に掲げる業務のうち畜産業の振興に資するものとして財務省令で定める事業に係る業務（財務大臣が指定する基金に係る業務に限る。）

第十八条の四第四項中「すべて」を「全て」に改め、同条第五項中「第三項第八号」の下に「又は第九号」を加える。

第十八条の五第二号を次のように改める。

二　法第三十三条の六第一項、第三十七条の三第一項、第三十七条の五第三項又は第三十七条の九の二第五項の規定

第十八条の五に次の一号を加える。

三　第十六条の三第五項又は次条第七項の規定

第十八条の六第六項中「がある場合」を削り、同条第七項第一号中「減価補てん金」を「減価補塡金」に改める。

第十九条第二十三項の表第百二十一条第一項の項中「第百二十一条第一項」の下に「及び第三項」を加え、同表第百五十五条及び第二百三十二条の項中「第百五十九条第四項第二号ロ、第百六十条第四項第二号イ(2)」を加える。

第十九条の三の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（特定の取締役等が受ける新株予約権等の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等）」を付し、同条第三項中「いう」の下に「。次条第一項第一号において同じ」を加え、同条第四項第二号及び第三号中「まだ」を削り、同条第七項第二号イ中「「特定新株予約権等」という。）」の下に「並びに同条第一項に規定する特定外国新株予約権」を加え、「との合計額」を「の合計額」に、「同条第一項第六号」及び「法第二十九条の二第一項第六号」を「同項第六号」に改め、同条第十九項及び第二十項を削り、同条第二十一項を同条第十九項とし、同条第二十二項から第二十四項までを二項ずつ繰り上げ、同条第二十五項中「非居住者」とあるのは「個人」とし」を「非居住者（第百六十四条第一項第一号から第三号まで（非居住者に対する課税の方法）に掲げる非居住者をいう。以下この項において同じ。）」とあるのは「個人」とし」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十六項を同条第二十四項とし、同条第二十七項を同条第二十五項とする。

第十九条の五を削る。

第十九条の四中「第二十九条の三」を「第二十九条の四」に改め、第二章第七節の二中同条を第十九条の五とする。

第十九条の三の次に次の一条を加える。

第十九条の四　法第二十九条の三第一項に規定する政令で定める数は、次の各号に掲げる株式の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

一　金融商品取引法第二条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場において売買されている株式、同条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている株式、店頭売買登録銘柄として登録されている株式その他これらに類する株式として財務省令で定める株式　これらの株式を発行した法第二十九条の三第一項に規定する特定外国株式会社（次号及び第十三項において「特定外国株式会社」という。）の発行済株式の総数の十分の一を超える数

二　前号に掲げる株式以外の株式　当該株式を発行した特定外国株式会社の発行済株式の総数の三分の一を超える数

2　前条第四項の規定は、法第二十九条の三第一項に規定する当該大口株主に該当する者と政令で定める特別の関係があつた個人について準用する。この場合において、前条第四項第一号中「第二十九条の二第一項」とあるのは、「第二十九条の三第一項」と読み替えるものとする。

3　法第二十九条の三第一項に規定する政令で定める取締役等（以下この条において「取締役等」という。）が特定外国新株予約権（同項に規定する特定外国新株予約権をいう。以下この項及び第十二項において同じ。）を行使できる期間内に死亡した場合において、当該特定外国新株予約権に係る法第二十九条の三第一項に規定する付与決議等に基づき当該特定外国新株予約権を行使できることとなる当該取締役等の相続人とする。

4　法第二十九条の三第一項第六号に規定する政令で定める株式は、同号の新株予約権の行使により株式を取得した同項に規定する権利者（次項において「権利者」という。）が当該行使により取得した株式（当該株式について取得した前条第九項に規定する分割等株式（以下この条において「分割等株式」という。）を含む。次項において「取得株式」という。）について第七項、第九項及び第十項の規定に準じて計算した同項に規定する特定残株数に達するまでの部分に相当する数の株式とする。

5　法第二十九条の三第一項第六号に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第二十九条の三第一項第六号の報告を行う権利者の氏名及び住所（国内に住所を有しない者にあつては、財務省令で定める場所。第十二項及び第十三項において同じ。）